

○明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例
平成11年6月30日条例第22号
明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 基本的施策（第7条—第11条）
- 第3章 効果的推進のための施策（第12条—第23条）
- 第4章 自然環境の保全及び創造
 - 第1節 自然環境の保全及び創造に関する施策の推進（第24条—第28条）
 - 第2節 保護地区等（第29条—第35条）
- 第5章 生活環境の保全
 - 第1節 地下水の保全（第36条—第39条）
 - 第2節 港湾の保全（第40条・第41条）
 - 第3節 夜間花火の規制（第42条・第43条）
 - 第4節 道路等の保全（第44条—第46条）
 - 第5節 削除
 - 第6節 空き地の適正管理（第50条・第51条）
- 第6章 環境審議会等（第52条—第54条）
- 第7章 補則（第55条・第56条）
- 第8章 罰則（第57条—第60条）

附則

人は、自然の恵みのもとで、生命をはぐくみ、様々な文化を築いてきた。しかし、私たちに物質的な豊かさや利便性をもたらした社会経済活動は、一方で、資源やエネルギーの大量生産、大量消費を伴い、環境への負荷を著しく増大させ、その影響は単に地域の環境にとどまらず地球の環境をも脅かしている。もとより、すべての市民は、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有しているとともに、健全で恵み豊かな環境を保全し、かつ、かけがえのない自然を回復し、再生し、又は代償措置を講じ、新しい生活様式をつくり出すなど環境を創造しながら、将来に引き継いでいく責務を担っている。明石は、淡路島を臨み、明石海峡に面し、温暖な瀬戸内海型気候に属している。古くからの営みにより、豊かな文化と新鮮で豊富な魚を活かす漁業、多種な野菜を生産し大消費地に近い都市近郊型農業、機械等の製造など多様な産業のもとに繁栄し、多くの歴史的文化的遺産と水に親しむ海岸線、多くのため池などの風土を形作ってきた。私たち市民は、環境が大気、水、土壌及び様々な生物の微妙な均衡と循環のもとに成り立っていること、そして自然はそれ自身に固有の価値と尊厳を有していることを深く認識し、環境を基調とした価値観に基づき行動する文化を築いていかなければならない。そして、市民が誇りうる都市として発展、成熟する中で、明石らしい風土を活かした豊かな環境の保全と環境への負荷が少ない持続的に発展することができる社会の実現に努めていきたい。ここに、市民が参加し、連携し、協働することによって、人の営みと自然が共生し、健全で恵み豊かな環境を確保しつつ、そして魅力あふれる環境をはぐくむ明石をつくりあげ、これを次の世代に引き継ぐことを目指して、市民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接に関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境その他自然環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地域環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 廃棄物 ごみ、粗大ごみ、燃え殻、污泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質又はこれによって汚染された物を除く。）をいう。
- (5) 環境マネジメントシステム 事業者が、自主的にその事業活動に係る環境の保全に関する方針を策定し、目標を設定し、及び計画を作成し、並びにこれを実行し、並びに環境監査によりその実行状況を点検して方針等を見直す一連の手続をいう。

（基本理念）

第2条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境の確保がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の世

代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、エネルギーの合理的かつ効率的な利用、資源の循環的な利用その他の環境の保全及び創造に関する行動について、市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うことにより推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力、連携して推進されなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を定め、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、自ら行う事業の実施に当たっては、環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、市の施策を定め、及び実施するに当たって、環境の保全及び創造に配慮するものとする。

3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策については、国、兵庫県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止、自然環境の適正な保全、環境への負荷の低減等環境の保全及び創造に係る必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に参画し、及び協力する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に参画し、及び協力する責務を有する。

(市民参加等)

第6条 市は、事業者、市民及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）の参加、協力等により、それらの環境の保全及び創造に関する活動のための方策並びに市の施策等が効果的に推進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、前項に定めるもののほか、市、事業者、市民及び民間団体が、地域の環境の保全及び創造並びに地球環境の保全に関して、相互の連携を深め、協働した行動等を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第2章 基本的施策

(環境基本計画の策定)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する施策の目標及び大綱

(2) 市、事業者及び市民が環境の保全及び創造のために行動する上において配慮すべき指針（以下「環境行動指針」という。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、明石市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第8条 市長は、市の施策を定め、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めるものとする。

2 市は、環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(環境行動指針への適合)

第9条 事業者及び市民は、その社会経済活動のあり方、生活様式のあり方等を環境行動指針に適合させるよう

に努めなければならない。

(環境影響評価)

第10条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業で、環境への負荷の大きい事業を行うおとする事業者が、あらかじめ、その事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮すること（以下「環境影響評価」という。）が、健全で恵み豊かな環境を確保する上で極めて重要であることから、環境影響評価を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、豊かな環境の保全及び創造を図る見地から、必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うものとする。

(地球環境保全への貢献)

第11条 市は、地域の環境の保全及び創造を通じて地球環境保全に貢献することを基本として、事業者及び市民と協働して地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

2 市は、国際機関、国、他の地方公共団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 効果的推進のための施策

(規制の措置)

第12条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境教育等の充実)

第13条 市は、事業者及び市民が環境について関心と理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を増進するように、教育の充実及び学習の促進、知識の普及等の啓発活動の充実、人材の育成、事業者及び市民相互の交流の機会の拡充その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の教育及び学習を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(自発的な活動の支援)

第14条 市は、事業者、市民及び民間団体が自発的に行う地域の緑化活動、再生資源の回収活動その他環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、これらの活動に対する助成、顕彰の実施その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(エネルギーの合理的かつ効率的利用の促進等)

第15条 市は、環境への負荷を低減するため、事業者及び市民によるエネルギーの合理的かつ効率的利用及び資源の循環的利用が促進され、並びに廃棄物の発生が抑制されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷を低減するため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、エネルギーの合理的かつ効率的利用、資源の循環的利用及び廃棄物の発生の抑制に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第17条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動に資するため、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(年次報告)

第18条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、毎年、環境の状況及び市長が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等についての報告書（以下「年次報告書」という。）を作成し、これを公表するものとする。

2 市長は、年次報告書について審議会の意見を聴くものとする。この場合において、市長は、当該意見の趣旨を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の実施)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、必要な調査研究を実施するとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第20条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(協定)

第21条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造のため、必要と認める場合は、事業者に対し、この条例の施行について必要な協定の締結をすることができる。

2 事業者は、前項の規定による協定の締結の請求があった場合は、これに応ずるように努めなければならない。

3 市長は、前2項の規定により協定を締結したときは、当該協定の内容を速やかに公表するものとする。

(経済的措置等)

第22条 市は、事業者、市民及び民間団体が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備その他の環境の保

全及び創造に資する活動を促進するため、特に必要があると認めるときは、助成その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、適正な経済的負担を事業者及び市民に求める措置についての調査及び研究を実施し、特に必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境マネジメントシステムの導入の促進)

第23条 市は、事業者がその事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減について効果的に取り組めるように、環境マネジメントシステムの導入の促進に関し、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、市は、自らも事業者としての立場を考慮して率先して行うものとする。

第4章 自然環境の保全及び創造

第1節 自然環境の保全及び創造に関する施策の推進

(自然環境の保全及び創造)

第24条 市、事業者及び市民は、自然と人間の共生のため、それぞれの責務を自覚し、多様な自然環境の保全及び創造に努めなければならない。

(土地の形状の変更等を行う事業者の配慮義務)

第25条 土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者は、その事業の実施に当たって策定する計画について、あらかじめ、その事業に係る自然環境の保全について適正な配慮をしなければならない。

(緑化の推進)

第26条 市は、その管理する道路、公園、広場その他の公共施設において、樹木及び草花の植栽に努めるものとする。

2 事業者及び市民は、その所有し、又は占有する土地において、樹木及び草花の植栽に努めなければならない。

(生き物の生息が可能な環境の保全及び創造)

第27条 市及び事業者は、生き物の多様な生息空間を確保するため、生き物の生息が可能な環境の保全及び創造に努めなければならない。

(海浜の保全)

第28条 市は、生き物の貴重な生息空間を保全するため、関係機関と協力して市域に存する海浜（防潮堤から水際線までの砂浜又は干潟をいう。）の適正な保全に努めるものとする。

第2節 保護地区等

(保護地区等の指定)

第29条 市長は、良好な自然環境を確保するため、必要と認める地区又は樹木を保護地区若しくは保護樹木又は保護樹林（以下「保護地区等」という。）として指定することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する地域については、指定しないものとする。

(1) 環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号。以下この項において「県条例」という。）

第89条第1項に規定する自然環境保全地域

(2) 県条例第95条第1項に規定する環境緑地保全地域

(3) 県条例第104条第1項に規定する指定野生動植物種保存地域

2 前項に規定する保護地区等の区分は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自然保護地区（樹林、河川、池沼及び草原の所在する地域であって、良好な自然環境を維持するため保全することが必要な地区をいう。）

(2) 生物保護地区（野生生物の生息地（渡来地及び繁殖地を含む。）又は植物の生息地であって、当該野生動物又は植物の保護又は繁殖を図るため保全することが必要な地区をいう。）

(3) 保護樹木（市街地又はその周辺に所在する樹木であって、美観風致を維持するため保全することが必要な樹木をいう。）

(4) 保護樹林（市街地又はその周辺の景観の優れた樹林であって、良好な自然環境の確保と市街地における美観風致を維持するため保全することが必要な樹林で樹木10本以上の集団をいう。）

3 市長は、保護地区等を指定しようとするときは、当該保護地区等の所有者又は占有者の意見を聴くものとする。この場合において、自然保護地区及び生物保護地区については、当該意見聴取後、指定する前に審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、自然保護地区又は生物保護地区を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

5 前項の規定による告示があったときは、縦覧に供された案について意見のある者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して7日を経過する日までに、当該案について市長に意見書を提出することができる。

6 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、自然保護地区又は生物保護地区を指定する前に当該意見書に係る審議会の意見を聴くものとする。

7 市長は、保護地区等を指定したときは、規則で定めるところにより告示するものとする。

8 保護地区等の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

(指定の解除及び変更における準用)

第30条 前条第3項、第7項及び第8項の規定は保護地区等の指定の解除及び変更について、同条第4項から第6項までの規定は自然保護地区又は生物保護地区の区域の拡張について、それぞれ準用する。

(標識の設置)

第31条 市長は、保護地区等を指定したときは、その敷地内に当該保護地区等である旨を表示した標識を設置するものとする。ただし、保護樹木については、樹木ラベル等簡易な標識に替えることができる。

2 前項に規定する敷地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、同項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設置された標識を市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除去し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(生物保護地区における行為の制限)

第32条 何人も、生物保護地区内においては、市長が指定する動植物(卵を含む。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置を行うためにする場合

(2) やむを得ず人の生命又は身体の保護を行うためにする場合

(3) 市長が特に必要と認めて許可した行為で規則で定めるものを行うためにする場合

2 市長は、前項第3号の規定による許可には、自然環境を保全するために必要な限度において、条件を付することができる。

3 第1項第1号又は第2号に規定する行為を行った者は、遅滞なく市長にその旨を届け出なければならない。

4 第29条第3項、第7項及び第8項の規定は、第1項の規定による動植物の指定について準用する。

(中止命令等)

第33条 市長は、自然環境を保全するため、特に必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反し、又は同条第2項の規定により付した許可の条件に違反した者に対し、当該行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復により難しい場合に、これに代わる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(保護地区等に係る行為の制限等)

第34条 自然保護地区及び生物保護地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された日前に着手している行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

(2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

(3) 土石類を採取すること。

(4) 水面を埋立てること。

(5) 木竹を伐採すること(当該木竹が第32条第1項に規定する「市長が指定する動植物」に該当する場合を除く。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為として規則で定めるもの

2 保護樹木又は保護樹林(以下「保護樹木等」という。)について、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、保護樹木等が指定された日前に着手している行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

(1) 保護樹木等の保全に影響を及ぼすおそれのある行為(以下この条において「特定行為」という。)として建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

(2) 保護樹木等を伐採し、損傷し、又は移転すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特定行為として規則で定めるもの

3 市長は、前2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為をしようとする区域(その周辺の区域を含む。)における保護地区等の保全のために必要と認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出があった日から起算して30日以内に限り、当該保護地区等の保全のために必要な限度において、当該届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期限内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、当該理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合において、同項の期間内に、第1項又は第2項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知するものとする。

5 第1項又は第2項の届出をした者は、当該届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

6 市長は、自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

7 市長は、自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第1項又は第2項の規定による届出をせず、当該各項に定める行為をした者又は第3項の規定による処分に違反した者に対し、当該行為の中止若しくは計画の変更を命じ、又は相当の期限を定めて、原状の回復を命じ、若しくはこれにより難しい場合に、これに代わる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

8 第1項ただし書又は第2項ただし書に規定する非常災害のために必要な応急措置としての行為を行った者は、遅滞なく市長にその旨を届け出なければならない。

9 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、保護地区等の保存に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものについては、第1項、第2項及び前項の規定は、適用しない。

10 第1項又は第2項に規定する行為をすることについて、次に掲げる法律等による許可を受け、又は届出をし

た者については、第1項又は第2項の規定は、適用しない。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）
- (3) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）
- (4) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）
- (5) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）
- (6) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）
- (7) 兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）
- (8) 風致地区区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年兵庫県条例第30号）

11 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第1項又は第2項の届出を要しない。この場合において、当該行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知するものとする。

（保護樹木等の所有者等の保全義務等）

第35条 保護樹木等の所有者又は占有者（以下この条において「所有者等」という。）は、保護樹木等の保全に努めなければならない。

2 所有者等に変更があったときは、変更後の所有者等は、遅滞なくその旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 保護樹木等が滅失し、又は枯死したときは、その所有者等は、遅滞なくその旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第5章 生活環境の保全

第1節 地下水の保全

（取水基準の遵守）

第36条 井戸（動力を用いて地下水を取水する施設のうち、規則で定めるものをいう。以下同じ。）を設置している者は、規則で定める取水基準を遵守し、適正に地下水の取水をしなければならない。

（井戸の設置等の届出）

第37条 井戸を設置しようとする者は、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

2 井戸を設置している者で、規則で定める事項を変更しようとする者は、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 井戸を設置している者は、規則で定めるところにより、当該井戸の現況を市長に届け出なければならない。

4 第1項の届出をした者が、当該届出に係る氏名（法人にあっては、名称又は代表者の氏名）等に変更があったとき、又は同項の届出に係る井戸を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（完了届及び認定）

第38条 前条（第3項を除く。）の届出をした者は、当該届出に係る井戸の設置又は変更の工事が完了したときは、その日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る井戸が届出の内容に適合しているかどうかについて検査し、その結果適合していると認めるときは、その旨認定するものとする。

（改善命令等）

第39条 市長は、井戸を設置している者が、第36条の規定に違反していると認められるときは、その者に対し、期限を定めて、取水量の制限その他地下水源の保全上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わないときは、その者に対し、当該井戸による取水の停止を命ずることができる。

第2節 港湾の保全

（港湾事業者の責務）

第40条 港湾施設を利用して事業活動を行う者（以下「港湾事業者」という。）は、岸壁、物揚場、施設内道路その他の港湾施設又は海面に貨物、荷役用具、廃棄物その他のもの（以下「貨物等」という。）が脱落し、散乱し、又は飛散するのを防止し、常に港湾環境を清潔に保持するため必要な措置を講じなければならない。

2 港湾事業者は、貨物等の保管又は荷役作業に伴い、騒音等により隣接する地域の良好な環境を侵害するおそれがある場合には、これを防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 港湾事業者は、車両等により貨物等を搬出する場合において、騒音等により港湾施設に隣接する地域又は港湾施設に通じる道路の周辺地域の良好な環境を侵害するおそれがあるときは、これを防止するため必要な措置を講じなければならない。

（勧告及び命令）

第41条 市長は、前条の規定に違反して、公共の場所の良好な環境を侵害していると認められる者に対し、当該公共の場所の管理者と連携してその違反を是正するため、必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

第3節 夜間花火の規制

（禁止等）

第42条 市民等（市民及び本市の区域内に滞在する者をいう。）は、海岸（護岸より水際線までの海浜地をいう。）その他の公共の場所において、夜間（午後10時から日の出までの時間をいう。第3項において同じ。）における花火（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第2項に規定するがん具煙火の爆発又は燃焼をいう。）

以下同じ。)をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の行為をすることができる。

(1) 法令による許認可を受けた場合

(2) その他市長が特に支障がないと認めた場合

3 市長は、生活環境の保全上著しく支障があり、夜間における花火(以下「夜間花火」という。)を禁止する必要があると認める区域を夜間花火禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。

4 第29条第7項及び第8項の規定は、前項に規定する区域の指定について準用する。この場合において、区域の解除及び変更若しくは拡張についても同様とし、「保護地区等」とは、「禁止区域」と読み替えるものとする。

(勧告及び命令)

第43条 市長(市長から委任された者を含む。)は、禁止区域内において、夜間花火をした者に対し、花火の中止その他必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

第4節 道路等の保全

(反復運搬の届出)

第44条 同一の道路(市の管理する道路に限る。次項及び次条において同じ。)を反復して規則で定める一定量以上の土砂、がれき、廃材、資材等を自動車で運搬する者又は運搬させる者は、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する者は、当該運搬に係る土砂、がれき、廃材、資材等を路上に脱落し、散乱し、及び道路に隣接する地域の良好な環境を侵害しないように必要な措置を講じなければならない。

(工事施行者の義務)

第45条 土木工事、建築工事、その他の工事を行う者は、当該工事に際し土砂、がれき、廃材、資材等が道路、河川その他の公共の場所に飛散し、脱落し、流失し、若しくは堆積して良好な生活環境を損ねないように、これらの物を適正に管理し、又は処理しなければならない。

(勧告及び命令)

第46条 市長は、第44条又は前条の規定に違反して、公共の場所の良好な環境を侵害していると認められる者に対し、当該公共の場所の管理者と連携してその違反を是正するため、必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

第5節 削除

第47条から第49条まで 削除

第6節 空き地の適正管理

(空き地の管理義務)

第50条 空き地(宅地化された状態の土地その他の土地で現に使用されていないもの(物置場、駐車場等に利用されている場合を含む。))をいう。以下同じ。)の所有者又は占有者(以下この節において「所有者等」という。)は、当該空き地に繁茂した雑草若しくは枯れ草又は投棄された廃棄物を除去するとともに、廃棄物が投棄されることを防止する措置を講ずる等近隣住民の生活環境を害しないように当該空き地を適正に管理しなければならない。

2 空き地の所有者等は、当該空き地を物置場、駐車場等として利用し、又は利用させている場合は、当該空き地に置かれた物により、近隣住民の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は生活環境を悪化させないように当該空き地を適正に管理しなければならない。

3 空き地の所有者等は、規則で定める必要事項等を記載した標識を当該空き地の見やすい場所に設置しなければならない。

(勧告及び命令)

第51条 市長は、空き地の所有者等が前条第1項の規定に違反して、当該空き地の近隣住民の生活環境を著しく害していると認められるとき、又は同条第2項の規定に違反して、近隣住民の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがあると認められるとき、若しくは生活環境を著しく悪化させていると認められるときは、当該所有者等に対し、雑草、枯れ草、廃棄物又は置かれた物の除去その他その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

第6章 環境審議会等

(環境審議会)

第52条 市長の附属機関として、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 一般廃棄物の処理に関する基本的な計画の策定及び変更に関すること。

(3) 一般廃棄物の減量及び再生利用等の促進に関すること。

(4) 保護地区等の指定に関すること。

(5) 年次報告に関すること。

(6) 前各号に規定するほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員20人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 事業者及び市民の自主的団体の推薦を受けた者

(3) 市その他関係行政機関の職員

(4) 一般公募により選出された市民

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(協働のための組織)

第53条 市は、第6条に規定する市民参加等を効果的に推進するように協働のための組織を置くことができる。

(推進体制の整備)

第54条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の総合的な調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するための体制を整備するものとする。

第7章 補則

(立入調査等)

第55条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市の職員に土地又は建物に立ち入り、当該土地若しくは建物又は当該土地若しくは建物において行われる行為の状況を調査させ、若しくは検査し、又は関係者に対し、必要な指示若しくは指導を行わせることができる。ただし、建物に立ち入る場合は、あらかじめ、立ち入り建物の居住者の承認を得るものとする。

2 前項の規定により他人の土地又は建物に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第56条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第32条第1項本文又は第34条第5項の規定に違反した者

(2) 第32条第2項の規定による許可に付された条件に違反した者

(3) 第34条第3項若しくは第7項又は第39条第2項の規定による命令に違反した者

第58条 次のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第34条第1項若しくは第2項又は第37条第1項、第2項若しくは第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第39条第1項、第41条、第43条、第46条又は第51条の規定による命令に違反した者

(3) 第55条第1項の規定による立入調査又は立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第31条第3項の規定に違反した者

(2) 第32条第3項、第34条第8項、第35条第2項若しくは第3項、第37条第4項、第38条第1項又は第44条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(両罰規定)

第60条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5章第3節の規定は、平成12年4月1日から施行する。

(明石市環境保全条例の廃止)

2 明石市環境保全条例(昭和48年条例第47号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に設置されている明石市環境保全審議会は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の直近の委員委嘱の日まで、この条例第52条に規定する審議会とみなす。

4 施行日前に旧条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成17年3月29日条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。(後略)

附則(平成17年9月28日条例第51号)

この条例は、平成18年2月1日から施行する。ただし、第34条第10項第5号及び第55条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則(平成19年3月29日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附則（平成21年3月30日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在任している市議会議員のうちから委嘱された委員は、この条例による改正後の明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例第52条第5項の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお在任するものとする。

附則（平成26年3月31日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。